

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準について

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準について

子ども・子育て新制度では、学校教育法・児童福祉法・認定こども園法等に基づく認可等を受けたことを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設・事業として「確認」することとされており、給付を受ける施設は「特定教育・保育施設」、給付を受ける事業は「特定地域型保育事業」に位置づけられます。具体的な分類は次のとおりです。

分類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
該当する施設及び事業	・ 認定こども園 ・ 幼稚園 ・ 認可保育所	・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業

(1) 確認を受ける施設・事業者に対しては、以下の事項が求められます。

- ①学校教育法、児童福祉法、認定こども園法等に基づく「認可基準」を満たすこと
- ②市町村の条例で定める運営に関する基準（運営基準）を満たすこと
（子ども・子育て支援法第34条第2項、第46条第2項）

(2) 市町村で定める運営基準の策定にあたって、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、策定します。

（国が定める基準）

- 従うべき基準 「従うべき基準」と異なる内容は定めることは認められず、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
 - 「利用定員」
 - 「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持」
 - 「小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」
- 「参酌すべき基準」「参酌すべき基準」を十分参照をしたうえで、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容
 - それ以外の事項

（喜多方市の対応方針）

参酌すべき基準は、本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため、国の基準に準拠するものとしします。

◆以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とします。

1 従うべき基準

① 職員の資格、員数

② 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

2 参酌すべき基準（すべて国基準に準拠するものとします）

項目・条項		国基準	本市基準案
利用開始に伴う基準	提供する教育・保育の内容及び手続き説明、同意、契約	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、予め、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得る。 その際、事前説明を要する事項としては、運営規定の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応といった、施設・事業の選択に資すると認められる事項を対象とする。 	国基準準拠
	応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	<ul style="list-style-type: none"> 「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情のある場合などを基本とする。 利用申込みに対して、施設・事業者が自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるとして「正当な理由」に該当する場合、他の適切な施設・事業者への連絡又は当該施設・事業の紹介、市町村によるあっせんの要請等、必要な措置を講じなくてはならない。 施設・事業者は、市町村又は他の施設・事業者が行う連絡調整等については、できる限り協力する。 	国基準準拠
	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> 教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により、各施設・事業者においてあらかじめ選考方法を明示した上で選考を行う。 特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考できる。 保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整を行う。 	国基準準拠
	支給認定証の確認、支給認定申請の援助	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業者は、受給資格を確認するため、利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）を行う。 施設・事業者は、支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意志を踏まえて、速やかに適切な申請がなされるよう援助をする。 	国基準準拠
教育・保育の提	幼稚園教育要領、保	幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定	国基準準拠

項目・条項		国基準	本市基準案
供に伴う基準	育所保育指針等に則った教育・保育の提供	<p>こども園保育要領（仮称）に基づき（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容を踏まえる）、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならない。</p> <p>・地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならない。</p>	
	子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） 連携施設との連携（地域型保育事業のみ）	<p>施設・事業者は、以下の事項について遵守義務がある。</p> <p>①利用児童の平等取扱い、②虐待等の防止、③懲戒に係る権限の濫用防止</p> <p>・地域型保育事業を行う事業者は、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設を設定するとともに、連携内容等を明確にするよう努める。</p> <p>・①保育内容に関する支援として、連携施設から給食の外部搬入をする場合及び剛堂で嘱託医の健診を受ける場合、②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等（契約書、覚書等）を締結し、どの施設と連携関係にあるのか、情報公表項目として明示する。</p> <p>・教育・保育施設は、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努める。</p>	国基準準拠
		<p>・施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる。</p> <p>・実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、各施設・事業者においてあらかじめ額や理由を明示する。</p>	国基準準拠
	上乗せ徴収等の取扱い		国基準準拠
	特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）	施設・事業者が、特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等については、当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とする。	国基準準拠
	利用者に対する市町村への通知（不正受給の防止）	給付（委託費）を受けている子どもの保護者が虚偽・不正行為によって教育・保育の提供を受けている、又は受けようとしていることを施設・事業者が把握した場合、市町村に対して通知する。	国基準準拠
管理・運営等に関する基準	運営規定の策定	<p>施設・事業者は、運営規定において、以下の事項について定める。</p> <p>①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④教育・保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）、⑤利用料</p>	国基準準拠

項目・条項	国基準	本市基準案
	<p>等に関する事項（実費徴収・上乘せ徴収の有無・理由・その額を含む）、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準等を含む）、⑧緊急時における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待防止のための措置に関する事項、⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	
個人情報管理（秘密保持）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を漏らしてはならない。 ・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないように、施設・事業者は必要な措置を講じる。 ・一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、施設・事業者は、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておく。 	国基準準拠
非常災害対策、衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、非常災害に係る計画、関係機関への通報。連携体制の整備、職員への周知、定期的な訓練を実施する。 ・施設・事業者は、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症の蔓延防止のための措置を講じる。 	国基準準拠
事故発生の防止、発生時の対応	<p><事故の発生（再発）防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、事故発生及び再発防止のために、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合の対応、報告の方法等について記載された事故発生防止のための指針を整備すること、②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告・分析を通じて改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること、③事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。 <p><事故発生時の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、事故が発生した場合の対応として、以下の措置を講じる。①事故が発生した場合、保護者（家族）、市町村に対する速やかな報告を行うこと。②その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること。③賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこと。 ・その上で、行政は、①特に重大な事故に係る情報の集約、公表、②今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック（周知）、③事故再発防止のための支援や指導監督などに取り組む。 	国基準準拠

項目・条項		国基準	本市基準案
管理・運営等に関する基準	評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価及びそれに基づく改善については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者が行う。 ・その上で、施設・事業の種類にかかわらず、学校関係者（保護者等）評価、第三者評価について、受審に努める。 	国基準準拠
	苦情処理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情処理受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。 ・施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。 	国基準準拠
	会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を行う。 ・その上で、財務諸表の公表を行う。 	国基準準拠
	管理・運営等に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定め、教育・保育を提供していくとともに、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図る。 ・施設・事業者は、その施設・事業について広告する場合、虚偽又は誇大なものとしてはならない。 	国基準準拠
撤退時の基準	確認の辞退・定員の減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者は、施設・事業の撤退時における市町村又は当該施設・事業者等からの連絡調整等については、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、できる限り協力する。 ・上記に従い、協力する教育・保育施設・地域型保育事業者については、利用定員の弾力化に当たって配慮する。 	国基準準拠